平成２１年（フ）第２０９２０号
東京都葛飾区東堀切３丁目24―１―505
債務者　水野　良子
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０９３６号
東京都江東区千田22―16―207
債務者　清水　和子（旧姓須藤）
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月19日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０９３７号
神奈川県横浜市都筑区牛久保西１丁目17―21―101
債務者　須磨　彩子
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月19日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０９３８号
東京都江戸川区東小岩４丁目７－３　安藤方
債務者　大柴恵里子
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０９４９号
千葉県市原市君塚３丁目22―１　ネオストーンハイツ２番館102
債務者　渡邊　訓男
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０９７６号
東京都練馬区石神井台７丁目20―１―206
債務者　福田　　弘
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０９７７号
東京都練馬区石神井台７丁目20―１―206
債務者　福田トモ子
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０９７９号
東京都渋谷区幡ヶ谷３丁目５－１―605
債務者　中根　僚子（旧姓吉永）
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０９８８号
東京都足立区中央本町４丁目20―５―712
債務者　原田　京子
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月19日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０９９１号
東京都新宿区若葉１丁目21―３－D
債務者　岡田　嘉章
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月19日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０９９９号
東京都足立区足立１丁目19―５―101
債務者　宮川　　仁
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１００５号
埼玉県春日部市新宿新田327―405―201
債務者　長谷部　拓
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月19日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１００６号
埼玉県春日部市新宿新田327―405―201
債務者　長谷部早苗（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月19日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１００７号
東京都北区岸町２丁目２―17―101
債務者　小林　由美
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１００８号
東京都北区豊島１丁目35―８
債務者　渡邉　明美
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

第明治三十五種郵便物認可